

平成 2 1 年第 1 回臨時会

# 清里町議会会議録

平成 2 1 年 2 月 1 9 日 開会

平成 2 1 年 2 月 1 9 日 閉会

清里町議会

平成21年第1回清里町議会臨時会会議録(2月19日)

平成21年第1回清里町議会臨時会は、清里町議会事堂に召集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 勝又武司	6番 藤田春男
2番 加藤健次	7番 細矢定雄
3番 畠山英樹	8番 中西安次
4番 澤田伸幸	9番 村尾富造
5番 田中誠	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

1番 勝又武司	6番 藤田春男
3番 畠山英樹	7番 細矢定雄
4番 澤田伸幸	8番 中西安次
5番 田中誠	9番 村尾富造

4. 欠席議員は次のとおりである。

2番 加藤健次

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町	長	橋	場	博					
副	町	長	櫛	引	政	明			
総	務	課	長	古	谷	一	夫		
町	民	課	長	小	笠	原	利	一	郎
建	設	課	長	坂	本	哲	夫		

産 業 課 長	宇 野 充
保 健 福 祉 課 長	島 澤 栄 一
出 納 室 長	谷 秀 三
焼 酎 事 業 所 長	長 屋 将 木
教 育 課 長	荻 野 美 樹
生 涯 教 育 課 長	柏 木 繁 延

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	村 上 孝 一
主 査	鈴 木 美 穂 子

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議案第 1号	清里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定
議案第 2号	清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 3号	平成20年度清里町一般会計補正予算(第4号)
議案第 4号	平成20年度清里町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

開会 午前 9時30分

開会・開議宣言

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は8名です。

ただ今から、平成21年第1回清里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、6番 藤田春男君、7番 細矢定雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村尾富造君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会副委員長 田中 誠君。

5番（田中 誠君）

本臨時会の提案件数、議案の内容から判断して、本臨時会の会期は本日、1日間とすることが適当と思います。以上が議会運営委員会の結果でありますのでご報告いたします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本定例会の会期は委員長の報告どおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

議長（村尾富造君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。議会事務局長。

事務局長

議長諸般の報告4点についてご報告申し上げます。

1点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。（1）陸上自衛隊北部方面総監歓迎会、並びに（2）陸上自衛隊第5旅団長着任歓迎会については、いずれも美幌地方自衛

隊協力会の主催により、それぞれ1月19日、22日、美幌町において、町長、議長、自衛隊関係者の出席のもとに開催されました。本町議会からは、村尾議長が出席をいたしております。(3) ニュージーランドモトエカ町との友好都市再調印式について、全体、2月11日から17日の日程により、町長・議長がモトエカ町に出向き、調印式、併せて表敬訪問、行政視察などを行い、更なる友好を深めてきたところでございます。(4) 市町村アカデミー町村議会議員特別セミナーについて、2月16日から17日まで2日間、千葉市で開催され、藤田議員、細矢議員が参加をいたしております。著名な講師による講演が行われ、広く研鑽を深めてきたところであります。(5) 一部事務組合等の会議、並びに(6) その他の会議・行事等について、記載の会議・行事等に議長・副議長・所管常任長をはじめ、各議員が出席いたしておりますので、ご報告申し上げます。

2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について、記載の期日・案件で会議が開催されております。

3点目、例月現金出納検査の結果について、平成20年12月分・平成21年1月分について、4ページから5ページのとおり提出されております。いずれも適正であるとの報告であります。

4点目、平成21年第1回清里町議会臨時会説明員等の報告について、6ページのとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で、議長諸般の報告を終わります。

議長(村尾富造君)

これで議長諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 町長一般行政報告

議長(村尾富造君)

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 橋場 博君。

町長(橋場 博君)

町長の一般行政報告について申し上げます。

1番目の主要事業報告であります。最初の斜里地区消防組合議会第3回定例会の結果についてであります。12月25日、斜里町議場で開催されました。付議案件は記載の6件でありまして、それぞれ原案のとおり可決承認がなされております。2点目の斜里郡3町終末処理事業組合議会第3回定例会の結果についてであります。これにつきましても12月25日、斜里町総合庁舎2階大会議室で開催されております。付議案件でございますけれども、記載の4件でありまして、これらにつきましても原案のとおり可決承認がなされております。次3点目の火災の発生についてであります。1月中に2件の火災の発生があった訳でありまして、1点目は1月15日、緑町で発生いたしております。2点目は1月28日、向陽北の一般住宅で発生いたしております。内容は記載のとおりであります。4点目のニュージーランドモトエカ町との友好都市協定再調印式でありますけれども、11日から17日まで、7日間の日程で訪問をいたしております。この内容でありますけれども、(4) 行事内容でありますけれども、タスマン地区市長の表敬訪問からはじまりまして、2月14日の公式歓迎交流

パーティーまで日程をこなしてまいりました。モトエカ側からはタスマン地区ケンプソン市長、さらに、元のタスマン地区のマーシャル市長ご夫妻も出席をいたしまして、両方の関係者を合わせますと約300名の方々の出席のもとに、おごそかの内に終了いたしております。5点目の21年度道立清里高等学校の入試の出願状況でありますけれども、32名であります。この内、町内が26名、町外が6名であります。6点目の清里町地域振興券交付の結果についてであります。交付対象者は4千736名でありまして、交付済の方は4千724名、99.75%でありまして、転出、死亡等で交付できなかった方が12名であります。ほぼ、100%近い交付ができたのかなという感じをいたしております。

次、大きな2番目でありまして、主な会議・行事等の報告であります。まず最初の清里町奨励表彰の授与についてであります。12月25日、青葉の佐藤繁雄氏に対しまして奨励表彰の授与を行いました。表彰の理由でありますけれども、平成20年度日本酪農研究会最優秀賞・農林水産大臣賞を受賞されましたので奨励表彰の授与を行ったところであります。次、第2期清里町自立計画の答申についてであります。1月9日、清里町自立のまちづくり委員会委員長 安井敏和氏より自立計画の答申を受けたところであります。内容でありますけれども、平成21年から23年までの3ヶ年間の計画についてであります。次、知床観光圏協議会設立総会の関係であります。1月30日、標津町で開催されました。観光圏整備法に基づく協議会の設立ということでありまして、斜里町、羅臼町、標津町、清里町の4町が参加する会議でありまして、各町の観光協会、商工会等、民間代表者、さらに網走支庁、根室支庁の担当者が出席されまして、設立が行われております。次、中高生の海外派遣研修事業でありますけれども、現在、まだニュージーランドに行っている訳でありますけれども、2月10日から20日まで11日間、ニュージーランドモトエカ町、クライストチャーチ市、その他であります。参加者でありますけれども、中学生7名、高校生7名、教員2名、引率職員1名、英語講師1名の計18名であります。この他に交換留学生1名が同行いたしております。

以上を申し上げまして、町長の一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。これで町長一般行政報告を終わります。

#### 日程第5 議案第1号

議長（村尾富造君）

日程第5 議案第1号 清里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定を議題とします。

本件について提案理由を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

ただ今上程されました、議案第1号清里町介護従事者処遇改善特例基金条例の制定について、提案

理由をご説明いたします。次のページをお開き願います。

この基金条例の第1条は設置の目的であります。介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬の引き上げが行われます。この改定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、市町村に基金を設置するものであります。第2条の基金の積立額は、清里町が交付を受ける介護従事者処遇改善特例交付金の額とします。第3条は基金の管理方法、第4条は基金の運用益の処理方法、第5条は基金の繰り替え運用を定めるものであります。第6条は、基金の処分方法を定めるものであり、第1号は介護報酬改定に伴う保険料の増額を軽減するための財源充当であり、第2号は介護保険料の軽減に係る事務費に充てることを規定しております。次のページの第7条の委任は、この条例の施行に関し必要事項の委任を定めるものであります。附則の第1項は施行期日を定めるものであり、この条例は公布の日から施行いたします。第2項はこの条例の効力の失う時期を平成24年3月31日とし、また、基金に残額があるときは国に納付をすることを定めるものであります。

以上で、条例制定の説明を終わらせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第1号 清里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第2号

議長（村尾富造君）

日程第6 議案第2号 清里国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第2号清里国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご

説明申し上げます。今回の改正は、産科医療保障制度の創設に伴い、健康保険法施行令の一部が改正され、産科医療保障制度に加入する医療機関において出産した場合に産科医療保障制度の掛け金相当額3万円を加算するものでございます。改正条文につきましては、別冊の審議資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、審議資料の1ページをお開き願います。改正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。第5条第1項につきましては、産科医療保障制度に加入する医療機関において出産した場合に3万円を加算する条文の追加でございます。第2項につきましては、第6条を次条に改正するものでございます。附則につきましては、施行期日及び平成21年1月1日からの適用を規定しております。

以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第2号 清里国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第3号

議長（村尾富造君）

日程第7 議案第3号 平成20年度一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第3号平成20年度一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出にそれぞれ1億3千19万円を追加し、予算の総額を56億6千912万9千円とするものでございます。なお、今回の補正は、国の2次補正で措置されました定額給付金を含む地域活性化・生活対策臨時交付金に係る諸事業について、所要の補正措置を行っていくものでございます。また、併わせて国の1次補正で措置されております

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金につきましても、財源充当による調整を行ってまいります。

それでは歳入歳出補正予算の内容についてご説明申し上げます。まず初めに、主な施策事業の内容についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料をお手元にご用意いただきたいと存じます。審議資料の2ページをお開き下さい。それでは審議資料の2ページ、補正予算概要によりご説明申し上げます。なお、事業費内の上段かっこ内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり、財源内訳については資料に記載のとおりであり、特異的なもの以外については説明を省略させていただきます。総務費の地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、記載のとおり緊急的な地域経済対策と雇用創出に向け国の示した地方再生戦略及び生活対策を実行する地方公共団体に対し臨時交付金を交付するものであり、清里町に対する交付限度額は1億4千66万5千円となっております。今回の補正におきましては、その内4千万円を平成21年度の当該事業の財源として、財産管理費のふるさと事業基金へ積立を行うものでございます。また、緊急経済対策費として、年度内における緊急経済雇用対策として、保育所、小学校を始めとした公共施設の小規模修繕を前倒し発注することとし、1千60万4千円の計上を行ってございます。また、昨年12月定例会において補正執行をいたしております地域振興券交付事業及び公共施設整備事業がそれぞれ臨時交付金の該当事業となることから、その内、9千138万1千円について事業振替を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金が合わせて1億4千66万5千円となり、12月補正で財源手当ていたしましたふるさと事業基金からの繰入金1億円を減額し、残りにつきましては一般財源で調整を行うものでございます。続いて定額給付金交付事業であります。景気後退下での家計への緊急支援及び消費拡大による経済対策として、平成21年2月1日を基準日として、それぞれ記載の給付対象者に1万2千円、65歳以上及び18歳以下の者には2万円の給付を行うものです。今回の補正では、事務費として407万円、給付費として7千482万円、合わせて7千889万円を補正計上いたしてございます。なお、現在、国会において関連法案の審議が行われている最中であり、給付の執行にあたってはこれらの状況に応じることとし、法案の成立をみた場合は年度内に速やかに行うことができるよう事務準備を進めてまいります。また、給付の方法につきましては、現段階におきましては事業効果の即効性や振込み詐欺等の防止の観点から、本町においては現金給付を前提に関係機関との調整を図ってまいりたいと考えてございます。民生費の子育て応援交付金事業につきましては、幼児教育期の子育て支援緊急措置として、記載の給付対象者となる第2子以降である就学前3学年の子を対象幼児とし、1人3万6千円の支給を世帯主に行うものでございます。補正予算額は201万6千円となっており、定額給付金と同じ現金給付による執行を前提といたしてございます。

それでは、続いて別冊の事項別明細書により款項区分による補正予算の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊の補正予算に関する説明書をご用意下さい。歳出よりご説明申し上げますので桃色の表紙となっている一般会計の事項別明細書5ページをお開きいただきたいと存じます。総務費・2項総務管理費・2目財産管理費、4千万円の補正は臨時交付金に伴うふるさと事業基金積立金となります。9項地域振興費・1目緊急経済対策費につきましては、12月補正で行いました地域振興券交付事業及び公共施設整備事業の事業費が確定したことにより、11節需用費の印刷製本費から19節負担金補助及び交付金の地域振興券交付金まで、所要の減額を行うとともに新たに追加事業として修繕料1千60万4千円の補正を行うものでございます。併せて、先ほどご説明申し上げました

が、特定財源のその他ふるさと事業基金からの繰入について財源振替による減額を行ってまいります。2目地域振興対策費、7千889万円の補正は定額給付金に係る補正となっており、先ほど補正予算概要によりご説明申し上げました。3節職員手当等から6ページ14節使用料及び賃借料までが事務経費となっており、19節負担金及び交付金に給付金として7千482万円を計上いたしてまいります。なお、本事業につきましては、先ほど述べたとおり、今後の国による法案審議が残されていることもあり、執行時期については一部繰越事業となる場合があることをご理解いただきたいと思います。6ページ、3款民生費・2項児童福祉費・1目児童母子福祉費、201万6千円の補正につきましては、先ほどご説明いたしました子育て応援特別手当交付金となります。4款衛生費・1項保健衛生費・2目予防費につきましては、道補助金1千円と一般財源の振り替えであり、妊婦健診臨時交付金が今回の国の補正で設けられ補助対象の健診数が拡大されたところでございますが、清里町におきましては既に平成20年度より町単独の拡大措置を行ってございますので、差額財源の補正のみ今回行うことといたしております。7ページをご覧いただきたいと思います。5款農林水産業費・1項農業費・2目農業振興費につきましては、国の1次補正であります地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金について、農業振興補助事業が対象事業となりましたので1千399万円の財源振替措置を今回行うものでございます。7款土木費・1項道路橋梁費・1目道路橋梁費につきましては、全体的な特定財源の確保による調整措置として、その他財政調整基金からの繰入金537万2千円を減額し、一般財源に振替を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、全て、ただ今の歳出主要事業の中でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第3号 平成20年度一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

議長（村尾富造君）

日程第8 議案第4号 平成20年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

ただ今上程されました、議案第4号平成20年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明をいたします。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ307万4千円を追加し、予算の総額を3億8千233万2千円とするものであります。第2項につきましては、別冊の補正予算に関する説明書によりご説明いたします。薄茶色の仕切りの、介護保険事業特別会計の事項別明細書の最後のページをご覧いただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、先ほど介護従事者処遇改善特例基金条例でご説明いたしましたが、国の第2次補正予算で介護保険料の上昇分を抑制するため市町村に特例交付金が交付されます。市町村は、この交付金で基金を造成して平成21年度以降に繰り入れを行うものであります。下の表の歳出からご説明いたします。基金積立金307万4千円の増額補正につきましては、特例交付金を基金に積立を行うため補正をいたします。また、財源内訳につきましては全額国庫支出金となります。

なお、歳入につきましては歳出で財源内訳をご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第4号 平成20年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

閉会宣言

議長（村尾富造君）

これで本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第1回清里町議会臨会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前9時58分